

# 山梨県公報

第千九百二十六号

平成二十一年

二月二十六日

木曜日

## 目次

保安林の指定の予定	一〇三
保安林の指定の解除の予定	一〇三
土地収用事業の認定	一〇三
道路の区域変更	一〇五
道路の供用開始	一〇五
建築基準法に基づく道路位置指定	一〇五
国土調査の成果の認証	一〇五
土地改良区役員の退任及び就任	一〇六
人事委員会	一〇七
地域手当に関する規則の一部を改正する規則	一〇七
初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	一〇七
通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	一〇九
特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	一〇九
義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	一〇九

## 告示

### 山梨県告示第五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十一年二月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 保安林の所在場所  
甲州市大和町日影字上小路一六二の一
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上小路一六二の一(次の図に示す部分に限る。)
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十一年二月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
大月市七保町瀬戸字小金沢土室三〇六四の二五、三〇六四の二六、三〇六四の二七
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

### 山梨県告示第五十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)以下「法」という。第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十一年二月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 起業者の名称  
富士河口湖町
- 二 事業の種類  
大久保にぎわい交流広場建設事業及びこれに伴う附帯工事
- 三 起業地

- 1 収用の部分 南都留郡富士河口湖町船津字大久保及び字水川戸地内
  - 2 使用の部分 なし
- 四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

大久保にぎわい交流広場建設事業及びこれに伴う附帯工事（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する広場」に関する事業及び法第三条第三十五号に掲げる「事業のために欠くことができない通路」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

富士河口湖町（以下「起業者」という。）は、本件事業の実施に当たり、まちづくり交付金制度の採択を受けるとともに、既に必要な財源措置を講じており、起業者は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

起業者は、平成十五年十一月に旧河口湖町、旧勝山村、旧足和田村の三町村が合併し誕生した。さらに平成十八年三月には、旧上九一色村の南部と合併し、富士北麓を代表する観光地となっている。

一方、本件事業の位置する富士河口湖町船津地区は、旧河口湖町の中心街として栄えてきたが、近年の厳しい経済状況を反映して基幹産業である観光業の伸び悩み、大型店舗等の郊外立地などにより空洞化が進行しつつある。

また、公園整備においては、これまで比較的大きな公園の整備が優先されてきたため、住民が身近に利用できる公園が少ない状況である。

こうしたことから、起業者は、当該地区において住民が身近に利用できる公園や市街地活性化の拠点施設の創出として、広場、公衆トイレ及び駐車場等の整備を行うこととした。

本件事業が完成すると、地域住民の身近な憩いの場の創出、観光拠点の創出につながるなど、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本件事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音等が考えられるが、起業者は、工事の実施に当たり低騒音型の重機を使用するとともに、必要に応じて防護柵等を施すこととしている。

また、既存道路については、工事期間中においても自動車交通を確保することとしているが、やむを得ず全面通行止めが必要となる場合には、事前に利用者に周知するとともに、近隣に駐車場を確保する等、影響が最小限となるよう配慮することから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、社会的、技術的、経済的な要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

起業者は、現在、「富士山と湖に育まれた国際観光都市にふさわしい賑わいの再生」を目標にまちづくり事業を推進しており、本件事業は、その一環として位置づけられている。

また、本件事業は、旧河口湖町が策定した第四次総合計画及び都市計画マスタープランに位置づけられた天上山公園整備と併せて実施されるものである。

これらの状況から早期に本件事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、施設利用見込み者数及び公園の利用用途等から必要な面積を算定したものであり、また、附帯工事に係る進入路計画は、道路構造令の基準に従ったものであり、必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用することは合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から4 までで述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足

すると判断することができる。

よって、法第二十條の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六條の二第二項の規定による図面の縦覧場所

富士河口湖町役場都市整備課

### 山梨県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十一年三月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先から 南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先まで	七・〇〇	七・〇〇	五〇・〇	一一八三・〇
	五〇・〇	七・〇〇		
	七・〇〇	五〇・〇	八・〇	一〇〇〇・〇
	五〇・〇	七・〇〇		

### 山梨県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十一年三月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月二十六日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	南アルプス公園線	南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先から 南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先まで	一〇〇〇・〇	平成二十一年二月二十六日

### 山梨県告示第五十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（富士吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年二月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の位置 上野原市上野原字新町一三六一番一四
- 二 道路の幅員 四・〇〇メートル
- 三 道路の延長 二二三・五〇メートル

## 公 告

● 国土調査の成果の認証  
国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十一年二月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 調査を行った者の名称 山梨市
- 二 調査を行った時期 山梨市 平成十九年十月二十五日から平成二十年三月二十五日まで
- 三 成果の名称

- 四 調査を行った地域  
山梨市牧丘町大字西保中の一部地区
- 五 認証年月日  
平成二十一年二月十日

● 土地改良区役員の退任及び就任  
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、楯無堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十一年二月二十六日

山梨県知事 横内 正 明

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	志村 英文	韮崎市穂坂町三之蔵三二八四	平成二十一年一月三十一日
同	石川 正明	甲斐市竜地六六二一	同
同	有泉 光夫	同 宇津谷四四四五	同
同	小泉 教人	北杜市明野町三之蔵九八〇	同
同	今福 正英	韮崎市穂坂町宮久保四九八二	同
同	藤原 義房	同 岩下五九三二	同
同	竹内 亮一	同 上ノ山九二五	同
同	長久保 修	甲斐市宇津谷八〇一八	同
同	小林 幸美	同 宇津谷五一五一	同
同	猪股 誠	韮崎市穂坂町上今井九四七	同
同	飯室 博人	甲斐市菅蒲沢一一九六	同

二 就任

同	飯室 治重	同 菅蒲沢六一〇	同
同	中村 美徳	同 団子新居一四五六一	同
同	中澤 明	同 大袋二七〇九	同
同	大木 一喜	同 竜地六六七七一	同
同	今村 正城	同 竜地六四九三一	同
監事	中澤 勝敏	同 大袋二六八一	同
同	横森 宏尹	同 韮崎市穂坂町三ツ沢一八二五三	同
同	向山 久雄	同 甲斐市宇津谷五五一五	同

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	志村 英文	韮崎市穂坂町三之蔵三二八四	平成二十一年二月一日
同	有泉 光夫	甲斐市宇津谷四四四五	同
同	大木 一喜	同 竜地六六七七一	同
同	小泉 隼人	北杜市明野町三之蔵九七三	同
同	仲田 重春	同 韮崎市穂坂町宮久保二四七四	同
同	久保寺基秀	同 上ノ山八七六	同
同	横森 宏尹	同 穂坂町三ツ沢一八二五三	同
同	長久保 深	同 甲斐市宇津谷八二七九	同

同	中島 洋	同	宇津谷五一六八	同	同
同	山田日出高	同	宇津谷三〇八七 二四	同	同
同	保坂今朝宣	同	葦崎市穂坂町長久保二〇〇	同	同
同	飯室公太郎	同	甲斐市菅蒲沢六七七 一	同	同
同	中村 明雄	同	団子新居一四六一	同	同
同	中澤 明	同	大垓二七〇九	同	同
同	田辺 敏明	同	竜地六五五二	同	同
同	今村 正城	同	竜地六四九三 一	同	同
監事	飯室 光	同	宇津谷二七八一 二	同	同
同	神取 柏	同	葦崎市穂坂町宮久保二〇八四	同	同
同	三浦 進吾	同	甲斐市菅蒲沢六九三	同	同

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第一号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年二月二十六日

山梨県人事委員会

委員長 渡 邊 貢

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「百分の十三」を「百分の十四」に改める。

附則別表中「百分の十六」を「百分の十七」に、「百分の十三」を「百分の十四」に

百分の六	茨城県水戸市 静岡県静岡市	百分の八	茨城県水戸市
	を	百分の六	静岡県静岡市

に、「百分の二」を「百分の二・五」に改める。

### 附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

### 山梨県人事委員会規則第二号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年二月二十六日

山梨県人事委員会

委員長 渡 邊 貢

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和四十二年山梨県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第五条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員		2 項 職 員
	1 種	2 種	
1 年未満	365,500 <sup>円</sup>	306,000 <sup>円</sup>	50,000 <sup>円</sup>
1 年以上 2 年未満	365,500	306,000	50,000
2 年以上 3 年未満	365,500	306,000	50,000
3 年以上 4 年未満	365,500	306,000	50,000
4 年以上 5 年未満	365,500	306,000	50,000
5 年以上 6 年未満	365,500	306,000	50,000
6 年以上 7 年未満	365,500	306,000	48,200
7 年以上 8 年未満	365,500	306,000	46,400
8 年以上 9 年未満	365,500	306,000	44,600
9 年以上 10 年未満	365,500	306,000	42,800
10 年以上 11 年未満	365,500	306,000	41,000
11 年以上 12 年未満	365,500	306,000	39,200
12 年以上 13 年未満	365,500	306,000	37,400
13 年以上 14 年未満	365,500	306,000	35,600
14 年以上 15 年未満	365,500	306,000	34,200
15 年以上 16 年未満	365,500	306,000	32,800
16 年以上 17 年未満	361,500	302,700	31,400
17 年以上 18 年未満	357,500	299,400	30,000
18 年以上 19 年未満	353,500	296,100	28,600
19 年以上 20 年未満	349,500	292,800	27,200
20 年以上 21 年未満	345,500	289,500	25,800
21 年以上 22 年未満	328,700	275,800	25,200
22 年以上 23 年未満	311,600	261,800	24,600
23 年以上 24 年未満	295,000	248,400	23,700
24 年以上 25 年未満	278,100	234,600	23,100
25 年以上 26 年未満	261,300	221,000	22,500
26 年以上 27 年未満	240,600	203,400	21,900
27 年以上 28 年未満	220,300	186,400	21,300
28 年以上 29 年未満	200,000	169,200	20,600
29 年以上 30 年未満	179,300	151,600	20,300
30 年以上 31 年未満	157,500	133,700	19,900
31 年以上 32 年未満	135,600	115,500	19,300
32 年以上 33 年未満	114,000	97,700	18,500
33 年以上 34 年未満	82,200	71,700	17,600
34 年以上 35 年未満	52,500	47,500	16,900

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第三号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年二月二十六日

山梨県人事委員会

委員長 渡邊 貢

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（四輪の自動車の使用に係る通勤手当の額の算出の基準）

第七条の二 職員給与与条例第十五条第二項第二号口、学校職員給与与条例第十四条第二項

第二号口及び警察職員給与与条例第十六条第二項第二号口の人事委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 ガソリンの消費並びに原動機のオイル及びタイヤの損耗に係るものは、国の行政機関により行われた調査又はこれに相当する調査の結果として公表されている数値（山梨県内の数値が公表されている場合にあつては、当該数値）であること。

二 通勤回数は、一箇月当たり二十一回とすること。

2 職員給与与条例第十五条第二項第二号、学校職員給与与条例第十四条第二項第二号及び警察職員給与与条例第十六条第二項第二号の規定による通勤手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該通勤手当の月額とする。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第四号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年二月二十六日

山梨県人事委員会

委員長 渡邊 貢

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号(1)中「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に改める。  
第三十条第二項の表中「三千二百円」を「六千四百円」に、「三千円」を「六千円」に、「千七百円」を「三千四百円」に、「千二百円」を「二千四百円」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第五号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年二月二十六日

山梨県人事委員会

委員長 渡邊 貢

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年山梨県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 教育職給料表(三)の適用を受ける者(第四条関係)

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	1 ~ 4	3,900円	4,200円	8,400円
5 ~ 8		4,100	4,500	8,800	13,800
9 ~ 12		4,200	4,700	9,100	14,100
13 ~ 16		4,400	5,000	9,800	14,400
17 ~ 20		4,700	5,200	10,100	14,800
21 ~ 24		4,900	5,500	10,400	15,100
25 ~ 28		5,100	5,800	10,700	15,300
29 ~ 32		5,400	6,000	11,100	15,500
33 ~ 36		5,600	6,200	11,400	15,800
37		5,800	6,600	11,700	15,900
38 ~ 40		5,800	6,600	11,700	
41 ~ 44		6,100	7,100	11,900	
45 ~ 48		6,300	7,400	12,200	
49 ~ 52		6,600	7,700	12,600	
53 ~ 56		6,800	8,300	12,900	
57 ~ 60		7,000	8,600	13,200	
61 ~ 64		7,200	8,900	13,500	
65 ~ 68		7,400	9,600	13,700	
69 ~ 72		7,700	9,900	14,000	
73 ~ 76	7,900	10,200	14,200		
77 ~ 80	8,100	10,500	14,400		
81 ~ 84	8,200	10,800	14,600		
85 ~ 88	8,400	11,100	14,800		
89 ~ 92	8,500	11,400	14,900		
93	8,700	11,600	15,100		
94 ~ 96	8,700	11,600			
97 ~ 100	8,800	11,800			
101 ~ 104	9,000	12,200			
105 ~ 108	9,100	12,400			
109 ~ 112	9,200	12,600			
113 ~ 116	9,200	12,900			
117 ~ 120	9,400	13,100			
121 ~ 124	9,500	13,300			
125	9,600	13,400			
126 ~ 128		13,400			
129 ~ 132		13,600			
133 ~ 136		13,700			
137 ~ 140		13,900			
141 ~ 144		14,000			
145 ~ 148		14,100			
149		14,100			
再任 用員		6,300	7,700	10,100	12,900
任期 付員					5,000



別表第二 教育職給料表(二)の適用を受ける者(第四条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給				
再任用職員及び任期付職員以外	1 ~ 4	3,900円	5,000円	10,100円	13,500円
	5 ~ 8	4,100	5,200	10,400	13,800
	9 ~ 12	4,200	5,500	10,700	14,100
	13 ~ 16	4,400	5,800	11,100	14,400
	17 ~ 20	4,700	6,000	11,400	14,800
	21 ~ 24	4,900	6,200	11,700	15,100
	25 ~ 28	5,100	6,600	11,900	15,300
	29 ~ 32	5,400	7,100	12,200	15,500
	33 ~ 36	5,600	7,400	12,600	15,800
	37	5,800	7,700	12,900	15,900
	38 ~ 40	5,800	7,700	12,900	
	41 ~ 44	6,100	8,300	13,200	
	45 ~ 48	6,300	8,600	13,500	
	49 ~ 52	6,600	8,900	13,700	
	53 ~ 56	6,800	9,600	14,000	
	57 ~ 60	7,000	9,900	14,200	
	61 ~ 64	7,200	10,200	14,400	
	65 ~ 68	7,400	10,500	14,600	
	69 ~ 72	7,700	10,800	14,800	
	73 ~ 76	7,900	11,100	14,900	
	77	8,100	11,400	15,100	
	78 ~ 80	8,100	11,400		
	81 ~ 84	8,200	11,600		
	85 ~ 88	8,400	11,800		
	89 ~ 92	8,500	12,200		
	93 ~ 96	8,700	12,400		
	97 ~ 100	8,800	12,600		
	101 ~ 104	9,000	12,900		
	105 ~ 108	9,100	13,100		
	109 ~ 112	9,200	13,300		
	113 ~ 116	9,200	13,400		
	117 ~ 120	9,400	13,600		
	121 ~ 124	9,500	13,700		
125 ~ 128	9,600	13,900			
129 ~ 132	9,700	14,000			
133 ~ 136	9,800	14,100			
137	9,900	14,100			
138 ~ 140	9,900				
141 ~ 144	9,900				
145 ~ 148	10,100				
149 ~ 152	10,200				
153	10,300				
再任用職員		6,300	7,700	10,100	12,900
任期付職員					5,000

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番